

第1回 周南市市民憲章等検討委員会 会議資料

- 資料 1 「周南市市民憲章等検討委員会」の設置について
- 資料 2 「周南市市民憲章等検討委員会」の運営に関する確認事項
- 資料 3 市民憲章の制定について
- 参考資料
 - ・周南市旧2市2町の憲章等の制定状況
 - ・合併による「市民憲章」制定の状況
 - ・最近「市民憲章」を制定した市の例
 - ・意見募集等の結果
 - ・周南市のまちづくりの基本的な方向

周南市市民憲章等検討委員会の設置について

市民憲章及び市の木・市の花等の制定については、下記のとおり市民による委員会を設置し、検討を進めるものとする。

記

第1 委員会の設置

市のシンボルとなる市民憲章及び市の花・市の木等を制定するに当たり、広く市民の意見を反映し、その内容について検討するため、周南市市民憲章等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 委員会の所掌事務

- 1 市民憲章の文案等の検討に関すること。
- 2 前号に定めるほか、市民憲章の制定に関すること。
- 3 市の木、市の花等市のシンボルに関すること。

第3 委員会の組織等

- 1 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員会の運営は次のとおりとする。
 - (1) 委員会の会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
 - (2) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員のうち2人については、一般市民から公募する。

第4 会議の運営

- 1 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5 その他

- 1 委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。
- 2 委員会は、その目的を達したときに、解散する。

「周南市市民憲章等検討委員会」の運営に関する確認事項

1. 会議の原則

各委員は、会議に臨むに当たっては、次の事項を基本原則として認識するものとします。

- (1) 自由な発言：自由な発言を最大限に尊重します。
- (2) 批判中傷の禁止：特定の個人や団体の批判中傷は行いません。

2. 発言の公平性

- (1) 会議の進行役は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮します。
- (2) 発言は要点を整理し、簡潔に行います。

3. 意見集約の方法

- (1) 少数意見も尊重します。
- (2) 決定は、全員合意を原則とします。ただし、迅速な決定等を要する場合は、出席者の3分の2以上の賛成でその結論とします。
- (3) 一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、会に諮った上で再度議論することができます。

4. 会議の記録

- (1) 会議録（概要 要点記録）は事務局が作成し、当該会議の次の会議で確認します。
- (2) 会議録には、発言者の氏名は記載せず、職名（会長、副会長、委員A・B等）を記載します。

5. 会議の公開

- (1) 会議は、公開とします。
- (2) 会議の傍聴者の定員は、5人程度とします。
- (3) 傍聴者の決定は、当日受付の先着順（会議資料を用意）とします。
- (4) 傍聴することができない者は、次のとおりです。
酒気を帯びていると認められる者
貼紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (5) 傍聴者の守るべき事項は、次のとおりです。
傍聴者は、会長又は会長を補助する事務局職員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければなりません。

会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

会議の会場において発言しないこと。

みだりに傍聴席を離れないこと。

飲食又は喫煙をしないこと。

会議の会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。

前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

6. 会議の内容の取扱い

会議の内容は、議論経過（議事録）を含め、市のホームページや広報等を通じて広く市民に発信するほか、市役所本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口にて備え置きます。

7. 確認事項の追加及び変更

この委員会の運営に関する確認事項は、委員会の合意により、変更又は追加できるものとします。

市民憲章の制定について

1. 定義及び位置付け

市民憲章は、市としての理念やまちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に関わっていくための「行動規範・目標」、「道しるべ」となるものです。また、快適で住みよいまちづくりを進めていくうえで、環境的な整備と合わせて、精神的な指針となるものであり、世代を越えて、共通認識の持てるものとして次世代まで継承できるものとしします。

2. 制定の目的・意義

- ・合併して2年余りが経過し、周南市として市民憲章を制定するに当たっては、合併により誕生したまちの一体感の醸成と**新市のシンボル**となるものとして制定します。
- ・「市民参画」、「市民と行政との協働のまちづくり」を目指す中で、市民を主体とした憲章の制定を目指すことにより、市民主体の行政運営を進める上で、重要な事業として位置づけます。

3. 旧市町の制定状況

参考資料 P1

- ・徳山市：昭和43年10月制定
- ・新南陽市：昭和50年11月制定（市制5周年記念として制定）
（市民憲章起草委員会により策定）
- ・熊毛町：平成9年3月制定（町民憲章起草委員会により策定）
- ・鹿野町：昭和60年6月制定

合併協議会においては、「慣行の取扱い」の中で「新市において調整する。」となっています。（未調整事項の1つ）

4. 他市町の状況

参考資料 P2～4

- ・合併に伴う制定においては、西東京市は合併3周年記念として花・木・歌を同時に制定しています。
- ・多くの市が市民等による委員会を設置し、その中で策定する形をとっています。
- ・合併により誕生した市以外でも、新たに中核市になったこと（横須賀市）、市民意識の高まり（新宮市）等により、見直しや新たに制定する市もあります。

5. 市民憲章の制定までのスケジュール

7 月

市民憲章等検討委員会の
設置

市民憲章に対する意見募集

- ・ 広報、ホームページにより募集
- ・ 周南市をイメージするもの、憲章に入れて欲しい言葉 等

8 月

意見の取りまとめ

9 月

9/1 第 1 回会議

12月

会議の開催

(5、6回程度) 案の検討、策定

1 月

委員会(案)の作成

2 月

委員会(案)について市民からの意見
聴取の実施(期間:1ヶ月程度)

3 月

市民からの意見に対する考え方等の
整理等(必要に応じて案の修正)

委員会(案)を市長に提言

憲章決定

18 年度

4 月

合併3周年として公表

6. その他

(1) 制定後の普及・啓発

- ・旧市町では、新南陽市のみが民間団体として市民憲章推進協議会を設立し、市民憲章の普及啓発活動を独自に行っていた経緯があります。
- ・制定された市民憲章を市民がまちづくりの行動規範として実践できるものとするため、また、広く市民に親しまれるものとしていくため、市民自らによる普及・啓発を図る仕組みづくりを考える必要があります。

(2) 「市の木」、「市の花」について

- ・市民憲章と同様に、合併協議においては、「新市において調整する。」となっています。

市民憲章の検討を機に、これらの制定についても検討していただきます。

・制定方法等(案)

市民から案を募集する。(10、11月頃)

検討委員会で、市民からの募集案の中から何点かに絞る。

選考したものを市民投票する。(1、2月頃)

集計し多数のものを決定する。(3月)

旧2市2町の憲章等の制定状況

| | 旧徳山市 | 旧新南陽市 | 旧熊毛町 | 旧鹿野町 |
|---------|--|---|--|---|
| | 徳山市民憲章 | 新南陽市民憲章 | 熊毛町民憲章 | 鹿野町民憲章 |
| 市・町民憲章 | <p>わたくしたちは、自然と伝統に恵まれ、未来へ伸びゆく徳山の市民です。 産業経済の発展とかおり高い精神文化をもつ健康な理想都市徳山の建設をめざし、次のことを誓います。</p> <p>1 力をあわせ、清潔で美しいまちをつくりましょう</p> <p>1 きまりを守り、平和で明るいまちをつくりましょう</p> <p>1 勤労をとうとび、豊かで楽しいまちをつくりましょう</p> <p>1 スポーツに親しみ、健康でたくいまいまちをつくり</p> <p>1 互いに助け合い、親切であたたかいまちをつくり</p> <p>(昭和43年10月制定)</p> | <p>わたくしたち新南陽市民は同じ地域に住む人々のきずなを大切に 助けあい 伸びゆく郷土となごやかな家庭をきずくため この憲章を定めます。</p> <p>1 きまりを守り 善意をもちよって 平和な社会を</p> <p>1 若い力を伸ばし 教養を身につけ 文化のかが</p> <p>1 自然を愛し 花と緑にかこまれた 美しい環境を</p> <p>1 勤労を尊び ものを大切にして 豊かな家庭を</p> <p>1 スポーツやレクリエーションに親しみ 健全な心</p> <p>(昭和50年11月制定)</p> | <p>わたしたちは、「鶴といで湯のまち」熊毛町の町民です。 わたしたちのくらしと豊かな自然が調和したこの素晴らしいふるさとに誇りをもち、力を合わせ、新しい時代に向かってさらに前進するまちをきずくために、この憲章を定めます。</p> <p>1 わたしたちは、自然を愛し、花と緑の美しいまちを</p> <p>1 わたしたちは、思いやりの輪を広げ、ふれあいのあるまちをつくります</p> <p>1 わたしたちは、働くよるこびをともし、夢のあるま</p> <p>1 わたしたちは、スポーツや文化に親しみ、生きがいのあるまちをつくります</p> <p>1 わたしたちは、お互いの人権を尊重し、人間愛あふれるまちをつくります</p> <p>(平成9年3月制定)</p> | <p>わたくしたちは、緑と水と伝統に恵まれた鹿野町を愛し、活力あふれる、明るく豊かな、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、美しいまちをつくります。</p> <p>1 仕事に励み、伸びゆくまちをつくります。</p> <p>1 文化を高め、うるおいのあるまちをつくります。</p> <p>1 スポーツに親しみ、健やかなまちをつくります。</p> <p>1 感謝の心を持ち、暖かいまちをつくります。</p> <p>(昭和60年6月制定)</p> |
| 市・町の花、木 | <p>市の花 サルビア(昭和46年4月制定)</p> <p>市の木 クスノキ(昭和46年4月制定)</p> | <p>市の花 サルビア(昭和50年5月制定)</p> <p>市の木 クスノキ(昭和50年5月制定)</p> <p>市の花木 キンモクセイ(昭和50年5月制定)</p> | <p>町の花 ヒロハドウガンツツジ(昭和51年7月制定)</p> <p>町の木 モッコク(昭和51年7月制定)</p> | <p>町の花 シャクナゲ(昭和60年6月制定)</p> <p>町の木 スギ(昭和60年6月制定)</p> |

合併による「市民憲章」制定の状況(1)

| | | 東京都 西東京市 | 兵庫県 篠山市 |
|------|--|--|--|
| 合併期日 | | 平成13年1月21日 | 平成11年4月1日 |
| 市民憲章 | 制定年月日 | 平成16年1月21日 | 平成12年5月20日 |
| | 検討委員会の設置状況 | 市民憲章検討委員会 | 市民憲章制定委員会 |
| | 策定方法 | 意見募集(言葉、イメージ)を行い、これを元に委員会で草案を作成し、市民からの意見聴取を行い策定 | 委員会で草案を作成し、市民からの意見聴取を行い策定 |
| | 前文 | <p>二十一世紀の初め、西東京市は、田無市と保谷市の合併によって誕生しました。</p> <p>わたくしたちのまち西東京市は、縄文時代の営みの跡や武蔵野の面影を残し、江戸時代から青梅街道の宿場町として栄えた歴史のあるまちです。</p> <p>わたくしたちは、先人から受け継いだ基調な遺産や自然の恵みに感謝し、市民ひとりひとりがいきいきと暮らせるまちを目指して、ここに市民憲章を定めます。</p> | <p>わたくしたち篠山市民は、一人ひとりが力をあわせ、かけがえのない人権、平和、環境を守り、幸せに暮らすまちをつくるため、未来に向かって、誠意と責任を持って、ここに市民憲章を定めます。</p> |
| | 本文 | <p>このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい</p> <p>このまちを みどりに満ちた 美しいまちにしたい</p> <p>このまちを ゆめの広がる 楽しいまちにしたい</p> <p>このまちを こころ豊かな 学びあいまちにしたい</p> | <p>1 人権を尊重し、あたたかいまちをつくります</p> <p>1 自然を愛し、美しいまちをつくります</p> <p>1 文化を培い、心豊かなまちをつくります</p> <p>1 心身を養い、生きがいのあるまちをつくります</p> <p>1 産業を育み、活力のあるまちをつくります</p> |
| 説明 | <p>検討委員会において、アンケートやパブリックコメントによって得られた市民の方々の意見を尊重しながら検討したもので、4か条の構成、和語のみから成る条文などの特徴をもつ、独自性の高いものとなっている。</p> | | |

合併による「市民憲章」制定の状況(2)

| | | 茨城県 潮来市 | 山梨県 南アルプス市 |
|------|------------|---|---|
| 合併期日 | | 平成13年4月1日 | 平成15年4月1日 |
| 市民憲章 | 制定年月日 | 平成14年7月1日 | 平成16年10月15日 |
| | 検討委員会の設置状況 | 市民憲章を考える会 | 市民憲章起草委員会 |
| | 策定方法 | 考える会で草案を作成し、専門家の意見による修正を行い策定 | 市民から言葉を募集し、これを元に、委員会で策定 |
| | 前文 | 水郷潮来に住む私達は 豊かな水と緑とともに生きた歴史と文化を 輝かしい未来へ継承し健康で希望にあふれ 世代をこえ夢を育む あったかいまちを創りあげるため ここに市民憲章を定めます。 | 緑かがやく自然を守り なかよく美しい心を結び合い 未来にひらく豊かなまちをつくることを アルプスの山々に誓います |
| | 本文 | 1. 自然を愛し、あらゆる生命(いのち)を慈しみ明るい美しいまちをつくります 1. 健康で明るく、思いやりと感謝の心で豊かなまちをつくります 1. 郷土の歴史と伝統に誇りをもち、文化のまちをつくります 1. きまりを守り力を合わせ、住みよいまちをつくります 1. 地域活動に進んで参加し、心のふれあいを大切に楽しいまちをつくります | |
| 説明 | | ・「みなみアルプス」を行の先頭に来るように配置した。 ・あらゆる世代に覚えやすいよう、なるべく短く、簡潔な言葉とした。 ・市民アンケートの言葉から、「緑」、「かがやき」、「自然」、「なかよし」、「美しい」、「心」、「未来」、「豊か」、「アルプス」、「山」を使用した。 ・憲章が訴える要素として、自然保護、市民のふれあい、豊かな地域(経済的、精神的、文化的などあらゆる面で)の3つをあげ、崇高なアルプスの山々に約束する形で南アルプス市の特徴を出した。 | |

最近「市民憲章」を制定した市の例

| | | 神奈川県 横須賀市 | 和歌山県 新宮市 |
|------|---|--|--|
| 市民憲章 | 制定年月日 | 平成13年12月18日 | 平成15年1月1日 |
| | 検討委員会の設置状況 | 市民憲章検討委員会 | 市民憲章起草会議 |
| | 策定方法 | 素案を市が作成し、それに対して市民からの意見をもらい、さらに委員会で検討し、再度、市民からの意見聴取を行ない作成した。 | 委員会で草案を作成し、市民からの意見聴取を行い策定した。 |
| | 前文 | <p>私たちの横須賀は、海と緑に恵まれた自然と世界に開かれた交流の歴史のもとで、魅力ある都市をめざし、常に新しいまちづくりに挑戦する気概を身につけてきました。</p> <p>21世紀を迎え、私たちは中核市として新たな出発を機に新しい時代の先駆けとしての意欲を持ち、市民、企業、行政が共に手を携え、郷土の歴史と文化を尊重し、さらに魅力あるまちづくりをすすめるためにこの憲章を定めます。</p> | <p>タイトル「われら地球人 われら新宮人」</p> <p>果無(はてなし)山脈、熊野川、そして太平洋にかこまれた熊野文化の中心地、それが私たちのまち、新宮市。新しい時代に向けて、私たちは、未来の子どもたちのために誇りある豊かな「まち」と「ひと」を育てていきたい。そんな願いをこめて、新宮市民である私たちの約束をここに記します。</p> |
| | 本文 | <ol style="list-style-type: none"> すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。 海と緑の豊かな自然を守り、うらおいと活気のあるまちをつくります。 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。 災害に強い、安全暮らしやすいまちを実現します。 | <ul style="list-style-type: none"> 地球も私たちも同じ生命(いのち)あるもの すべてのいのちを尊びます 自然の恵みに感謝し 絶やすことなく未来の子どもたちに引継ぎます お互いに認め合い ともに生きる社会をめざします 熊野の歴史に学び文化を愛し ころ豊かな「ひと」を育みます いつもキラリと生きる私たちでいます |
| 説明 | <p>・前文は、市の地理、歴史・文化の特徴と憲章制定の理由や目的、市民協働により創造的な魅力あるまちづくりを進める決意を表しています。</p> <p>・本文は、共生、交流、国際性、人権、平和、自然、にぎわい、子ども、教育、互助、福祉、防災、安全、快適などをキーワードとし、市の目指すまちづくりを5項目で示しています。各項目に共通する主語は「私たち横須賀市民」です。</p> <p>(英語版もあります。)</p> | | |

他市の憲章制定等の状況

| | | 西東京市 | 篠山市 | 潮来市 | 南アルプス市 | あさぎり町 | 宗像市 | 横須賀市 |
|-------------|----------------|---|------------------------------|---|----------------------------|--|-----------|--|
| 合併期日 | | 平成13年1月21日 | 平成11年4月1日 | 平成13年4月1日 | 平成15年4月1日 | 平成15年4月1日 | 平成15年4月1日 | |
| 市民憲章 | 制定年月日 | 平成16年1月21日 | 平成12年5月20日 | 平成14年7月1日 | 平成16年10月15日 | 平成16年10月1日 | 検討中 | 平成13年12月18日 |
| | 検討委員会の設置状況 | 市民憲章検討委員会 | 市民憲章制定委員会 | 市民憲章を考える会 | 市民憲章起草委員会 | シンボル等制定委員会 | | 市民憲章検討委員会 |
| | 策定方法 | 意見募集(言葉、イメージ)を行い、これを元に委員会で草案を作成し、パブリックコメントを行い策定した。 | 委員会で草案を作成し、パブリックコメントを行い策定した。 | 考える会で草案を作成し、専門家の意見による修正を行い策定した。 | 市民から言葉を募集し、これを元に、委員会で策定した。 | 憲章そのものを公募し、選定したものに委員会で修正を加えて策定した。 | | 事前に市民から意見聴取を行ない、これを基に検討委員会で案を作成し、パブリックコメントを実施し、作成した。 |
| | 策定までの期間(会議の回数) | 5ヶ月(9回) | 5ヶ月 | 5ヶ月(5回) | 6ヶ月(5回) | 4ヶ月(4回) | | 5ヶ月(5回) |
| 市の花、木等の制定状況 | | 花 平成16年1月21日 木 平成16年1月21日 | | 花 平成14年7月1日 木 平成14年7月1日 鳥 平成14年7月1日 | 検討中 | 花 平成16年10月1日 木 平成16年10月1日 鳥 平成16年10月1日 | 検討中 | |
| | | 市民から公募し、選考委員会(緑化審議会委員等市民・職員)で複数を選考し、これを市民投票により決定した。 | | 市民アンケートを実施し、これを元に考える会で検討し決定した。 | | 公募し、シンボル委員会で選考した。 | | |
| 市の歌の制定状況 | | 平成16年1月21日 制定(歌詞を公募) | 平成12年5月20日 制定(歌詞、曲を公募) | | 検討中 | | 検討中 | |

意見募集等の結果

1. 市民憲章に入れて欲しい「言葉・キーワード」

| No | 意見の内容 |
|----|------------------------------------|
| 1 | 緑をふやそう |
| 2 | 元気(2) |
| 4 | 平和 |
| 5 | 公平 |
| 6 | 共同 |
| 7 | 協働 |
| 8 | 環境の保護 |
| 9 | 自然への配慮 |
| 10 | 希望 |
| 11 | やる気 |
| 12 | 明るく、元気で楽しい都市 |
| 13 | 鶴 |
| 14 | 「合併」して「心」を「1つ」にした「まちづくり」 |
| 15 | たすけあう |
| 16 | 緑 |
| 17 | 夢 |
| 18 | 未来 |
| 19 | ふれあい |
| 20 | 和 |
| 21 | 創造 |
| 22 | 郷土を愛する |
| 23 | 郷土に親しみを持つ |
| 24 | 躰 |
| 25 | 子供の躰(子供は子どもと書かない。子どもは言葉の乱れの代表的なもの) |
| 26 | モラルアップ |
| 27 | 礼儀や規律のアップにつながる事項 |
| 28 | 安心・安全にらせる住みよい町 |
| 29 | 市の自然を生かした言葉 「海」「山」「川」「緑」等 |
| 30 | 夢がもてる街 |
| 31 | 声かけて、ひとりぼっちにしない |
| 32 | 風車 |
| 33 | 笑顔 |
| 34 | やさしい街 |
| 35 | 元気なまち |
| 36 | 子育て |

意見募集等の結果

1. 市民憲章に入れて欲しい「言葉・キーワード」

| No | 意見の内容 |
|----|--------------------------------------|
| 37 | 元気な子ども |
| 38 | 元気な大人 |
| 39 | どのような場でも「男女平等」 |
| 40 | お金を大切にして、無駄遣いをしない |
| 41 | 自然や緑を大切に |
| 42 | ゆたか |
| 43 | たくましい |
| 44 | かんがえる |
| 45 | 「あ」かるい、「い」つも、「さ」まに、「つ」づいて、のまち、しゅうなんし |
| 46 | 水と緑の美しい |
| 47 | 日本国を愛し、我が周南を愛す |
| 48 | 心の温かな社会の構築に努める |
| 49 | みどり豊かな町づくり |
| 50 | 思いやりのある明るい街 |
| 51 | 清掃活動に進んで取り組める美しい地域を作ります |
| 52 | 差別のない |
| 53 | 大切 |
| 54 | みんな |
| 55 | 一人一人 |
| 56 | 新しい風 |
| 57 | 調和のある |
| 58 | 知性のある |
| 59 | 生きがいのある |
| 60 | 希望のある |
| 61 | 活力のある |
| 62 | 市民が幸せに暮らせる言葉 「幸せ」「明るい」「健康」 |
| 63 | あたたかい |
| 64 | 感謝 |
| 65 | 自然にやさしい |
| 66 | 暮らし良いまち |
| 67 | 相手を思いやり、尊敬し合う |
| 68 | ひとりひとりが自分らしく、生き生きと輝く |
| 69 | 男女が共に参画 |
| 70 | 公共の福祉 |
| 71 | 義務 |

意見募集等の結果

1. 市民憲章に入れて欲しい「言葉・キーワード」

| No | 意見の内容 |
|----|--|
| 72 | 人権 |
| 73 | マナー |
| 74 | 市民は、朗らかな挨拶掛け合い、見つめ合い、認め合える人と人になります |
| | 市民は、自らの長所に自信を持ち、他人の長所を敬う勇気を培い、力合わせ良き社会を築く |
| | 市民は、互いに競いて争わず、和で輪を広めます |
| | 市民は、過去に囚われず、明るき社会を描き、研鑽に励み、未来への道を拓きます |
| 75 | 「し」あわせいっぱいのもち、「ゆ」うきある心、「う」つくしいまち、「な」かよし、「ん」 |
| 76 | 「ち」からをあわせて、「き」ぼうをむねに、「ゆ」うきをもって、「う」れしさをみんなにわけあう |

周南市のまちづくりの基本的な方向

まちづくり総合計画『ひと・輝きプラン 周南』

《基本構想》

【基本理念】

将来の都市像

まちが活気に満ち、元気で魅力にあふれているためには、何よりもそこに住むすべての市民一人ひとりが元気で、輝いていることが大切です。

そのため、本市では、子どもたちの笑う声が響き、若者が生き生きと学び、遊び、働き、そして、高齢者が安心して暮らすことのできる「市民(私たち)本位の地域社会」を創造し、子どもから高齢者まで、一人ひとりがさまざまなライフステージで輝きを放ち、内外に向けて、元気を発信できる都市の創造を実現します。

そして、“心豊かに”、“快適に”、“安心して”暮らし、“生き生きと”、“ともに”活躍できる「周南市」を目指して、市民主役のまちづくりを進めていきます。

こうしたことから、本市の将来の都市像を、

私たちが輝く元気発信都市 周南

とし、その実現を目指します。

まちづくりの基本理念

周南市は、次の3つを基本理念として、まちづくりを進めます。

市民の視点に立ったまちづくりの推進

市民の一人ひとりが「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、愛着と誇りの感じられる周南市の創造を図っていくために、市民の視点に立ったまちづくりを進めていきます。

市民と行政の協働によるまちづくりの推進

まちが元気であるためには、そこに住む市民一人ひとりが輝き、主役となれるまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、まちづくりへの市民参画を一層推進し、市民とのパートナーシップに基づいて、市民本位の施策、事業の展開を図っていくとともに、こうした取り組みを通じて、市民が責任を持ち、市民が主役であると実感できる協働のまちづくりを進めていきます。

各地域の特性を生かしつつ新たな発展を促すまちづくりの推進

愛着と誇りの持てる周南市の創造のため、合併した旧2市2町の住民の一人ひとりが周南市民であると自然に思える、より一体感が感じられるまちづくりを進めていきます。

一方、内外に誇れる活力ある周南市の建設を図っていくためには、これまで各地域において培われてきた伝統や文化、あるいは、育まれてきた産業、豊かな自然など、それぞれの特性を継承、活用しながら、相互連携により新たな発展を促していくことが大切です。

このためには、団体自治とともに、住民自治をさらに推進していく必要があります。